

令和7年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年3月5日 午前10時00分			的野信之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年3月5日 午前11時49分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	出席 13人	5	野口美恵子	出		
	欠席 0人	6	新谷留晴	出		
	欠員 0人	7	的野信之	出		
		8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	12	西藤典子		13	篠原哲哉	

職務出席	議会事務局長	武谷朋視	出	議会事務局次長	加藤優	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	会計課長	小長光弘平	出
	総務課長	梶栗恭輔	出	都市整備課長	西生卓矢	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	まちづくり課長	高橋奈美江	出
	税務保険課長	石田克	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	柴田隆臣	出
	管財課長	石田正樹	出	上下水道課長	神谷徹	出
	健康子ども課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
	住民環境課長	大村俊夫	出			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和7年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月5日 午前10時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 議案第5号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第5 議案第6号 第6次鞍手町総合計画基本構想の策定
- 日程第6 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第9号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第10号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第10 議案第11号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第12号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第13号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 令和6年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第16号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第16 議案第17号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第18号 令和7年度鞍手町一般会計予算
- 日程第18 議案第19号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第20号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第21号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第21 議案第22号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第22 議案第23号 令和7年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第23 議案第24号 令和7年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第24 議案第25号 令和7年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和7年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第27号 鞍手町道路線の認定
- 日程第27 議案第28号 鞍手町道路線の廃止
- 日程第28 議案第29号 地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画

令和7年3月5日 3月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許 斐 英 幸	2番 田 中 二 三 輝	3番 星 正 彦
4番 宇 田 川 亮	5番 野 口 美 恵 子	6番 新 谷 留 晴
7番 的 野 信 之	8番 石 井 大 輔	9番 許 斐 潤 一 郎
10番 有 働 徳 仁	11番 栗 田 美 和	12番 西 藤 典 子
13番 篠 原 哲 哉		

2 欠席議員は次のとおりである  
なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10時00分 ——

○的野信之議長 ただいまから、令和7年 第2回鞍手町議会定例会を開会します。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。町長。

○岡崎邦博町長 ただいま議長より行政報告のお許しを頂きましたので、ごみ処理施設整備の経過について報告いたします。

宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるごみ処理施設整備に係る進捗状況について、ご報告申し上げます。

まず、1つ目として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、当該区域内の一般廃棄物の排出抑制や適正な処理を行うことを目的に策定している「一般廃棄物処理基本計画」について、概ね5年ごとに必要に応じて見直しを行うこととされております。素案を作成し、令和6年12月23日から令和7年1月21日までの間にパブリックコメントを実施したところ3件の意見が出されたことから、対応を検討し、ホームページにて公表をすることとしております。

2つ目は、国の循環型社会形成推進交付金を活用するにあたり、その申請に必要な計画である「循環型社会形成推進地域計画」の策定でございます。この計画には、地域の循環型社会を推進するための基本的な事項、対象となる地域、計画期間、基本的な方向、処理体制、整備を予定する処理施設の規模等について具体的に記述することとされております。現時点の状況としましては、県との協議を実施し、その修正を反映させたものを国に打診しているところです。

3つ目は、浸出水処理施設及び埋め立て処分場の今後の方向性を定める、「浸出水処理施設整備計画」の策定を進めております。資料及び現地の詳細な調査、事業者ヒアリング等を実施した結果、浸出水処理施設については、回転円板による水処理方式が現在主流ではないことから、修繕品、特に施設整備時から交換していない回転円板の部品の確保が困難であることが懸念されておりましたが、部品の製作が可能なメーカーがあることとあわせて、埋め立て処分場については、閉鎖時の覆土も含めた使用可能期間が15年程度は確保できる見込みとなりました。今後リサイクルを推進し、搬入物の減容化を図ることにより、可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設の更新後を目途に方向性を検討することが可能となったことから、浸出水処理施設の整備については数年間時期をずらし、施設整備費用の平準化を図ることといたしております。今後の施設整備の方針につきましては、本城地区を最終候補地として、「現施設の設備の総入れ替えを行い、環境の負荷を軽減する処理方式の施設へ改修を行う案について、優先的に検討していく」と共に、現施設を利活用して実現可能な他の手法についても平行して検討し、マテリアルリサイクル施設については、現泉水最終処分場の現処理施設を稼働しながら敷地内に建替えが可能であるかを検討しております。また、廃棄物処理施設整備事業を含む社会資本整備については、手続きにおける透明性及び客観性の確保、効率性の一層の向上を図ることが強く要請され、具体的手法として、費用対効果分析が有効とされています。その結果が循環型社会形成推進交付金事業の採択要件の一つとなっておりますので、完了しましたら速やかに報告をするとともにホームページ等にて公表し、令和7年度策定予定の民間活力導入可能性調査を含めた「ごみ処理施設整備基本計画」に反映することといたしております。

**○的野信之議長** 以上で行政報告を終わります。

次に、町長より提出されております。

「専決処分報告 損害賠償の額の決定及び当該決定に伴う和解」

「第2次鞍手町中小企業活性化計画」

及び監査より提出されております

「例月現金出納検査報告書」並びに「令和6年度後期定期監査結果報告書」を送信していますので、ご確認下さい。

次に、「鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会」から議長宛に最終報告書の提出がありましたので、特別委員会委員長から報告を求めます。星特別委員会委員長。

**○星正彦特別委員会委員長** おはようございます。鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の報告をいたします。

平成29年に新庁舎建設の議論が始まり、議会では令和元年8月の臨時会において、新庁舎の整

備に関し、調査及び審査を実施することを目的に前身の「新庁舎建設特別委員会」が設置され、町当局に対して、町民が安全で快適に利用でき災害対策に優れた庁舎を建設するための提言書を提出して、約4年間にわたり議論を重ねて参りました。引き続き、本特別委員会が令和5年6月に設置され、執行部からの説明や議論を交わし、令和7年1月に様々な機能を兼ね備えた新庁舎が完成しました。これまで新庁舎の建設に取り組みました職員の皆様には、心からの感謝とねぎらいの言葉を申し上げます。この新庁舎が町民の拠点として町民が集い、憩いの場として利用されることを期待するとともに、本特別委員会の設置の目的として掲げた事項がすべて終了したことから、審査内容及び経過等について鞍手町議会 会議規則第76条の規定により本報告書を作成し、本特別委員会の最終報告といたします。令和7年3月5日 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会 委員長 星正彦。

**○的野信之議長** 以上で委員長報告を終わります。これより日程に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において12番議員西藤典子議員及び13番議員篠原哲哉議員を指名します。

次に、日程第2「会期の決定」を議題とします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの15日間に決定しました。

次に、日程第3「町長の施政方針表明」町長より施政方針の申し出がありますので、これを許可します。町長。

**○岡崎邦博町長** 令和7年第2回鞍手町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、令和7年度の施政方針を申し述べます。

まず、町を取り巻く情勢について述べさせていただきます。

次に、町政運営に関する基本的な考え方については、本定例会に議案として提案させていただいております。第6次鞍手町総合計画が令和7年度から令和16年度までの10年間の計画であり、令和7年度の施政方針とも関わりがありますので、その概要を述べさせていただきます。

続いて2期目の主要施策について、これまでの取組を振り返りながら、施政方針を申し述べます。町を取り巻く情勢につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻から3年が経過しましたが、戦闘は一向に収まらず、石油や原材料価格の高騰によるインフレの進行が世界経済に大きな影響を及ぼしています。アメリカでは、トランプ大統領が就任し、アメリカへの輸入品には一律に関税をかけると表明しています。最近の報道によりますと、輸入された自動車には25%の関税をかけるとの発言もあり、実際に実行されれば日本経済にとっては大きな打撃を受けることになるかもしれません。また、日米の大幅な金利差などによる記録的な円安が日本経済を直撃し、食料品を含めた物価高騰は賃金の上昇を上回り、住民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。この物価高騰を抑制するために、今

までのゼロ金利政策を改め、政策金利を0.5%まで上げたことにより、長年続いたゼロ金利政策が終焉を迎え、今後は金利のある時代となります。本町におきましては、これまでくらす病院や役場新庁舎の建設、石炭資料展示室や中央公民館を含めたエリア一帯の整備を進めてきましたが、その際の借入金の金利負担が事業の実施に大きく影響することはありませんでした。しかしながら、今後、統合小学校建設事業を含めた借入れを前提とした事業については、金利負担を考慮に入れる必要があり、町の事業にも少なからず影響することが懸念されます。物価高騰については、住民への影響を少しでも和らげるために、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする住民税非課税世帯への給付金や小中学校給食費の減免などの独自支援に取り組んでいるところです。今後も国が掲げる、「日本経済、地方経済の成長」「物価高の克服」「国民の安心安全の確保」の3つの経済対策の柱を基本として、特に成長と分配の好循環の実現に期待するとともに、長引く物価高騰の状況と、国及び県の動向を注視しながら、本町に必要な施策の検討を行ってまいります。

次に、町政運営に対する基本的な考え方としましては、まず第6次総合計画の概要を述べ、続いて2期目の就任の際に掲げた、未来に続く持続可能なまちを目指してについて、1つ目に「安全安心な鞍手町に」、2つ目に「明るく元気な鞍手町に」、3つ目に「人と地球に優しい鞍手町に」の3つの目標を掲げており、それぞれの主要施策の取組を振り返りながら、令和7年度の施政方針を申し述べます。

まず、第6次総合計画の概要について述べさせていただきます。第6次総合計画では、まちの将来像を「ひとが輝き笑顔あふれるふれあいのまち くらす」と掲げ、少子高齢化の進行に対して的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、選ばれるまちの実現に向けて取り組むこととしています。また、まちづくりの視点として、選ばれるまち魅力あふれるまちを掲げ、子ども・子育て支援策の充実、教育環境の整備、移住定住策の充実、生活環境の向上、公共交通の利便性、雇用の創出などに取り組むことにより、人に優しいまち、ゆったりライフで自分らしく暮らせるまち、いつまでも住み続けたいまち、そして地域資源を生かした元気なまちの実現を目指しております。

続いて2期目の就任の際に、未来に続く持続可能なまちを目指して、として掲げた3つの目標について、それぞれの主要施策の概要と取組を振り返りながら述べさせていただきます。目標の1つ目は、「安全・安心な鞍手町に」についてであります。まず新型コロナウイルスへの速やかな対応についてです。新型コロナウイルスの感染者が2020年1月に国内で初めて確認されてから5年が経過しました。その間、感染防止対策として国による緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛や飲食店への休業が要請されるなど、私たちの日常生活は一変しました。本町においても、小中学校の臨時休業や式典、イベントの中止など、町民の皆様にはご不便とご苦労をおかけしました。その後、令和5年5月に感染症法上の位置づけが2類相当から5類へと移行されるまでの間、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯や独り親世帯への臨時特別給付金の給付や水道基本料金の減免、中小企業の事業者の皆様に向けては、支援金10万円の一律給付や、7万5,000円を上限としての家賃補助、さらには小中学校給食費の減免措置や、ごみ袋の無償配布など、町独自の支援策にも取り組んでまいりました。現在はコロナ以前の日常が戻ってきているように思いま

すが、今後もコロナウイルスによる感染症拡大が起こることがないように、これまでの経験を生かして、町民の方たちの健康を守り、安全・安心に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

次に、災害に強い役場新庁舎の建設についてです。平成29年度より着手した庁舎等建設は、紆余曲折がありながらも、町議会をはじめ、関係各位のご理解とご協力を得て無事、1月6日に開庁を迎えることができました。建物の外観の印象的な新庁舎は、大屋根に160キロワットの発電能力がある太陽光発電パネルを設置するとともに、140キロワットの蓄電設備を設けており、また、雨水はトイレなどの洗浄水として活用できることなど、被災後の72時間の業務継続が可能な仕様として建設しており、災害時の防災拠点として大きな役割を果たすことが期待されています。近年は地震や大雨による自然災害での被害が頻発しています。九州でも、宮崎県沖を震源とする大きな地震がありました。甚大な被害の発生が想定されている南海トラフ地震など災害が起きたときに備え、研修会に職員を派遣し、職員の災害対応能力の強化も努めているところです。今後も災害に強い町となるよう、職員とともに努力してまいります。

次に、本町交差点と周辺歩道の整備についてです。一般県道新延植木線歩道設置工事につきましては、令和6年度から本格的な歩道の設置工事が開始され、本町交差点を挟んだ南側の歩道が整備されているところです。今後、南側の歩道の工事完了後は、引き続き北側の歩道整備について県と連携しながら、早期の事業化に向けて積極的な要望活動を行い、地域住民の安全の確保に努めてまいります。

次に、六田川や西川など治水対策を推進についてです。西川改修事業につきましては、県事業として、平成22年度から取り組んでいるところです。工事の進捗状況といたしましては、令和5年度末で全体の65%が完了しておりますが、物価高騰により、全体の事業費が見直されたため、令和6年度末における進捗率は若干下がる見込みとなっております。残りの工事につきましても、令和12年度末までに全体工事の竣工に向けて、県と連携を図りながら取り組んでいくこととしております。六田川の治水対策につきましては、準用河川六田川治水対策検討委員会からの答申をもとに、これまで国・県から技術的指導や助言を頂きながら、流域治水の観点からの治水対策について、現地周辺の状況分析を行ってきました。今後も継続的に国・県に対して事業化への要望活動を行うとともに、地権者の理解が得られますよう努めてまいります。

次に、地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施についてです。能登半島は、昨年のお正月に発生した地震の後、9月にも豪雨によって甚大な被害を受けています。近年地震や風水害にかかわらず、全国各地で災害が激甚化・頻発化しております。もしものときに被害を最小限に抑えるためには、日頃からの備えが1番重要となっております。本町におきましては、いざというときに慌てずに行動できるよう、自身の家族構成や生活環境に合わせて、避難をするべきタイミングや安全な避難行動を事前にまとめることができる「マイ・タイムライン」の様式を作成し、各自で利用できるように、広報やホームページで周知を行いました。また、避難訓練につきましては、大規模災害時に備えて、自主防災組織の地域住民が中心となり行っております。加えて、避難行動要支援者への安全で迅速な支援や、自主的な避難所運営、個別避難計画作成についての知識や技術を習得するための研修会を開催しております。今後も関係機関や自主防災組織との連携を図りながら、避難訓練の実施も含め、取組

を進めてまいります。

次に、小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定についてです。厳しい財政状況の中、多くの公共施設が順次更新時期を迎えますが、その中でも、小学校の統合後における施設の利活用は、災害時における避難所の確保や、選挙の際の投票所等との利用を踏まえた検討が必要であるとともに、さらなる人口減少、少子高齢化の時代を踏まえ、本町の10年、20年先の姿をしっかりと見据えながら検討する必要があります。またこれまで特別職及び管理職で構成する推進本部会議を開催し、旧くらて病院など、いまだ活用方法が定まっていない施設については、今後町が維持管理するもの、民間等と連携して活用するもの、売却するものなど、各施設における機能と役割を明確にし、町全体としての公共施設の再配置を考慮しながら、協議を進めているところです。今後も公共施設の利活用とあわせて避難所の在り方を再確認しつつ、住民生活の安全安心の確保に努めてまいります。

目標の2つ目は、「明るく元気な鞍手町に」であります。まず、子供たちが楽しく学べる小学校の建設についてです。統合小学校の建設に向けては、教育委員会において、令和5年6月に鞍手町立小学校統合基本計画を策定しました。令和6年度は、基本設計業務に着手し、鞍手町の未来を担う子供たちに最適な教育環境が提供できるよう協議を進めているところです。今後も令和10年4月の開校に向けて円滑に事業を進めてまいります。

次に、ICTを活用した教育DXの推進についてです。令和2年度より小中学生1人1台のタブレット端末を配布し、令和4年度には電子黒板や大型モニターを導入して教育DXを進めてまいりました。令和5年度より小学校児童の基本学力向上を目指して、タブレット端末を活用した百マス計算、タイピング英単語やプログラミング学習を実施しております。今後も質の高い教育の実現に向け、教職員がICTを活用した様々な教育を実践できるように、引き続き教育DXの推進に努めてまいります。

次に、高齢者や若者、子供が集える地域交流拠点や地域サロンの整備についてです。高齢者の地域交流拠点として、通いの場が令和4年度より小学校区単位を基本に7か所で、介護保険の介護予防配分金を活用して、月に1回か、または月2回のペースで開催されています。高齢者の方たちや地域の方たちが三々五々集まりゲームや四方山話をしながら交流することで、ひきこもりやフレイル予防につながっています。今後も、通いの場の設置を望む地域があれば、設置に向けて支援してまいります。若者や子供が集える場としては、以前から民間の方たちが食材などの支援を受けて、こども食堂を開催しておりました。私も度々参加していますが、子どもさんとその家族の方たちが参加し、交流の場として、食事をしながら会話を楽しんでいます。また、他の自治体では不登校の子どもたちがこども食堂に通っていて、学校の先生と食事をしながら話をするうちに打ち解け合い、その後に、通学ができるようになった事例もあり、本町におきましても、こども食堂は大きな役割を果たしていくと期待しているところです。今後、こども食堂に対しては補助金を活用し、活用して支援し、子どもの居場所づくりに努めてまいります。

次に、地域運営組織を形成し地域コミュニティの醸成についてです。現在、町の自治組織の加入率

が低下し続けており、50%に満たない状況となっています。実組織といえども、加入者が少なくなることで自治会の運営が維持できなくなり、同時に地域コミュニケーションが希薄になれば、地域コミュニティの崩壊につながりかねません。町としては令和5年度に自治体職員を対象とした地域運営組織の形成と運営についての研修会に1週間、職員1名を派遣して地域運営組織について学び、県内自治体1か所の視察を終え、令和6年度には1か所の視察を予定しています。新年度においては、町民を対象としたアンケート調査と分析を行い、鞍手町にとってどのような形での地域運営組織が適当かを検討してまいります。

次に、誰1人取り残さないデジタル化の推進についてです。令和4年度に策定した鞍手町DX推進計画に基づき、デジタルデバйд対策として、令和5年度から継続してスマホ教室の開催、SNSを活用した情報発信、行政サービスのオンライン化を可能としたLINE庁舎の導入に取り組んできました。また、令和6年度はさらにデジタル化を享受できる住民サービスの向上を目指し、窓口での申請手続にマイナンバーカードを活用した書かない窓口を新庁舎の開庁日とあわせて開始したところです。今後も住民サービスの向上を目指し、誰1人取り残さないデジタル化の推進に努めてまいります。

次に、地域おこし協力隊によるまちの魅力発信と地域の活性化についてです。地域おこし協力隊は、令和5年度末、全国で7,200人の方が様々な活動をされています。そのうち69.8%にあたる5,446人の方が、任期満了後も活動地域やその周辺に居住し、継続して地域の活性化に取り組まれています。本町におきましては、令和6年度予算を可決頂き、隊員を募集し、令和7年1月に本町初となる地域おこし協力隊を任命することができました。現在は、人口減少に歯止めをかけるため、移住定住の推進に関する業務を職員とともに進めているところです。また地域の活性化や町内を循環して、自身の目で町を観察していただき、都市部在住者の関心を集めそうなこと・もの・場所を見つけてもらい、移住定住に関する情報発信にも努めていただいております。今後もさらなる地域の課題を解決するための人材として、国の財政財源支援を活用して新たに隊員を募集し、まちの活性化につなげていきたいと考えております。

次に、部活動の地域の指導者に委ねるとともに、多様な世代が参加できるスポーツの環境整備についてです。現在、鞍手中学校では各部活動のうち、教員が指導している部分もありますが、多くの部活動で地域の方が部活動指導員としてコーチになり、指導をされています。その成果として、男女バレーボール部や柔道・水泳など好成績を収めている運動部が多数あります。ただ、文部科学省は教員の働き方改革の中で、長時間労働を解消するためとして、運動部については地域スポーツクラブのような場所で活動することを進めています。実際に中体連の大会では、スポーツクラブに加入している中学生の参加を認めています。総合型地域スポーツクラブのように、多様な世代がスポーツを楽しめるようなクラブをつくりたいと思いますが、課題も多く難しいのが現状です。今後も可能性を探りながら、中学校においては引き続き部活動指導員の方たちにコーチをお願いしていきたいと考えています。

次に、企業誘致と産業の振興についてです。企業誘致と産業の振興については、現在、福岡県と直

方市、鞍手町の3者で県の公益事業として工業用地の造成に着手しており、令和8年3月末の完了を予定しています。完了後は、データセンターの誘致を目指しています。また、県道直方鞍手線については、工事が完了するまでかなりの時間を要しましたが、令和6年3月21日に開通し、12月には防犯灯の整備も完了しました。鞍手インターチェンジと中間・遠賀町を結ぶ南北軸の強化によって、九州自動車道へのアクセスが向上したことにより、円滑な通行と物流の効率化が図られ、地域の活性化にも寄与するものと考えております。今後は鞍手インターチェンジなど交通アクセスの優位性を生かし、ポテンシャルの高さを発信しながら産業の振興に努めてまいります。

次に、農産物の地産地消と特産品の開発についてです。鞍手町は、農業は主たる産業ではありませんが、米、麦、大豆を主とした土地利用型農業が盛んであり、多品種の生産がなされているわけではありません。現状は地産地消が必ずしも進んでいるとは言いませんが、令和10年開校予定の統合小学校では、給食センターの設備や米飯給食に対応できる設備となる予定ですので、開校後は地産地消として鞍手産の米を使用したご飯の給食を提供できることが期待されます。特産品の開発については、令和4年度より鞍手町の農家の方に、酒米である山田錦を栽培していただき、山口県萩市の清川酒造さんに、令和5年度より100%鞍手産の山田錦を使用した大吟醸主東洋美人の生産を開始し、ふるさと納税の返戻品として活用しています。今後も新たな特産品の開発に努めてまいります。

次に、空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組むについてです。移住定住策については、平成24年1月より鞍手町に定住する目的を持って住宅を取得する方に対し、年間15万円までを上限として、定住促進奨励金を交付してきたことで移住者が増加傾向にあり、人口の減少が以前よりも緩やかになっています。一方で空き家は鞍手町だけでなく、全国的に増加傾向を示しており、町としてもその対策を急がねばなりません。そこで、空き家バンクを活用し、空き家と移住者と不動産業者を通じてマッチングしており、空き家バンクに登録すると間もなく商談が成立するケースが多く見られます。今後は空き家バンクの登録を空き家所有者に促すとともに、有効な手だてを拡充し、空き家の減少と移住者の増加につながるよう努めてまいります。

目標の3つ目は「人と地球に優しい鞍手町に」であります。まず、「再生可能エネルギーを推進し、脱炭素社会を目指すについて」です。本町におきましては、令和3年3月3日にゼロカーボンシティ宣言を行い、これまで脱炭素化推進戦略の策定や、公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査などに取り組んできました。新庁舎においては、高効率空調設備や太陽光発電設備等を導入することで、ニアリーZEBの認証を取得したほか、中央公民館などの周辺の公共施設を自営線で結び、電力供給を行う地域エネルギーマネジメントシステムも導入しています。また、公用車として電気自動車を3台導入するなど、全国的に見ても先進的な取組を行っています。脱炭素社会の実現に向けては、町民や事業者の皆様の協力が不可欠であり、フラッグシップとして公共が率先して取組を進め、町全体に波及させていく必要があることから、今後も機会をとらえ、再生可能エネルギーの利用を推進してまいりたいと考えております。

次に、がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成についてですが患者が使用する医療用ウィッグ等については、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社

会参加を促し、療養生活の質の向上を目的に、令和5年度から、アピアランスケア推進事業として、医療ウィッグだけでなく、補整具等も補助対象として予算化しました。令和5年度の実績については、実人数として3名に対して助成を行いました。令和6年度は現在6名の方が申請し助成を受けています。アピアランスケアについては、対象となる方の心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促し、療養生活の質の向上につながり、効果も大きいと考えますので、より充実した事業にしていくこととしています。

次に、「電力の地産地消で地域を活性化に」についてです。電力の地産地消については、鞍手町内でエネルギー経済収支は2020年で電力需要の98%を地域以外に依存しており、90億円が町外に支出されています。その一部でも町内で循環すれば大きな経済効果があると考えられます。また九州は日照時間が他の地域に比べて長く太陽光発電に向いている地域であり、実際発電量が過大となった際には、出力抑制につながっています。そこで、地域電力会社を設立し、余剰電力を安価で購入するだけでなく、太陽光による発電も行い、地域に通常よりも安く売電することで、電力の需要と供給のバランスがとれれば、理論上は事業として成り立つと考えますが、今のところ現実的には会社設立は難しいのが実情です。今後ははっきりとした見通しが立ち、町にメリットがある提案があれば検討してまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通の利便性の向上についてです。本町の公共交通は、すまいるバス・もやいたクシーのほか、JRと西鉄バスが運行していますが、利用者の減少やバスの運転手不足などにより、これまで路線廃止や減便などの措置がとられました。令和6年度は、地域公共交通の利便性を高めるため、新たな運行サービスとして、AI活用型オンデマンド交通「のるーと鞍手」の実証運行に取り組み、本年3月より本格運行を開始することとしております。路線バスのような既存の経路や時刻表がなく、AIが予約状況に応じて配車経路を考えて運行する効率的な乗り合い公共交通サービスで、従前の予約型乗り合いタクシーであるもやいたクシーのように、1時間前までの予約や移動区間の制限がなく、実証運行の時点から住民の方たちから利便性が向上したとのお声を頂いております。今後も交通事業者ならびに関係機関のご理解とご協力を頂きながら、さらなる地域公共交通の充実を図っていきたくと考えております。

次に、手話言語条例の制定についてです。手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解を広げ、手話を守ることができる環境づくりを推進し、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与することを目的に、町議会のご協力により、令和4年12月に手話言語条例を制定し、令和5年4月より施行しています。令和6年度から町の広報誌に手話を掲載しているところであり、今後も手話の普及啓発に努めてまいります。

次に、ごみの減量化と食品ロスの削減についてです。ごみの減量化と食品ロスの削減について、現在、本町では資源物の回収を実施する団体に対し奨励金を交付する。ごみ減量リサイクル推進補助金や家庭生活の中から排出される生ごみを住民自ら減量とすることを目的とした生ごみ処理容器購入費補助金の交付等ごみの減量化対策に取り組んでいます。町職員の取組としては、令和3年度より庁舎内で廃棄するごみを分別し、資源ごみとして回収することにより、環境への負担を軽減するという

取組を進めています。新たな取組としては、リサイクル活動団体の協力を得て、今までごみとして廃棄していたものを分別することにより、資源として回収することとしています。さらにはプラスチック製品についても、令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進法に関する法律に基づき、製品プラスチックの資源化品目として分別収集に向け調査検討を進めているところです。食品ロスの削減については、食品ロスの半分が家庭から発生しており、住民の意識や工夫によってロスを減らすことができます。また、多くの人が集まったの会食の場での食べ残しを減らすための「3010運動」などの啓発を進めていきます。今後もごみの減量化を進めるために、ごみの分別を啓発し、資源として活用できるごみの再資源化を促進するとともに、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

次に、高校生までの医療費を完全無料化についてです。本町においては、妊娠前から妊娠期、そして子どもが生まれてからも安心して子育てができる施策を進めてきました。平成28年10月より小中学3年生までの全ての子どもに係る医療費の完全無料化を実施し、令和5年10月からは、その対象高校生世代の18歳までに拡充して入院外来診療の医療費を一部負担なく、全額を助成しております。今後も引き続き、安心して子育てできる選ばれるまちとして、子育て支援策の充実に取り組んでまいります。ここまで、第6次総合計画の概要と2期目に掲げた3つの目標の主要施策の取組について述べさせていただきました。また福岡県では、人と動物の健康と環境の健全性を一つのものととらえ、一体的に守っていくというワンヘルスの理念による取組が進められております。本町といたしましても、新型コロナウイルス感染症などの人獣共通感染症対策、再生可能エネルギーを活用した脱炭素化、ごみの減量化と食品ロスの削減など、ワンヘルスにつながる取組を行っているところです。このため、これらの取組を引き続き行うとともに、県の取組に連携・協力していくこと。宣言するワンヘルス推進宣言についても検討してまいりたいと考えております。これまで申し上げました令和6年度の施政方針を確実に前に進めることで、町民1人1人が夢や希望を持ち潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるよう取り組んでまいります。また、令和7年は町制施行70周年節目でもあり、新たな総合計画によるまちづくりの目標に対して、本町の課題を1つでも多く解決できるように取組を始める大事な年となります。今後の町の発展につながる様々な要素をしっかりと捉えながら、町民の皆様とともに活力ある持続可能なまちづくりを進めてまいります。同時に、流れをとめることなく、社会情勢の変化に順応できる町とするため、職員と一丸となって課題解決に取り組み、小さくても心豊かで幸福度満足度が高く、自信と誇りの持てる町を実現していく所存です。残る任期が1年6か月となりましたが、これまでに着手している様々な課題に対して、今後も全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様、町議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の令和7年度に向けた施政方針といたします。

○的野信之議長 以上で町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。日程第4 議案第5号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第4 議案第5号につきまして提案説明を申し上げます。日程第4 議案第5号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。鞍手町固定資産評価審査委員であります坂

田正明氏の任期が、令和7年6月9日をもって満了となるため、同氏を再度委員として選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。なお、同氏の略歴につきましては、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照ください。以上が、日程第4 議案第5号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** これから質疑を行います。議案第5号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第5号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。議案第5号について、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第5号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第5号は、同意することに決定しました。

次に、日程第5、議案第6号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○岡崎邦博町長** 日程第5 議案第6号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第5 議案第6号は、第6次鞍手町総合計画基本構想の策定であります。本議案は令和7年度を始期とする。第6次鞍手町総合計画の基本構想であります。本町では、平成28年3月に9年間の目標として策定した第5次鞍手町総合計画では、将来像を新たな力で躍動するまち鞍手として、基本方針としては「町ににぎわいを」「人に輝きを」「仕事の創設を」の3つの方針を掲げて取り組んでまいりました。それぞれの基本方針に沿った取組により、住みやすいまちづくりを進めてきました。今回、令和6年度末で計画期間が終了することに伴い、第6次鞍手町総合計画を策定することといたしました。第6次鞍手町総合計画は、まちの将来像をひとが輝き笑顔あふれるふれあいのまち くらととし、キャッチフレーズをひとの笑顔が地域を創るとしております。これは、住民一人ひとりが自分たちが暮らすま

ちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて生き活きと多様な生活を楽しんでいけるまちづくりに取り組んでいきたいと考えたものです。また、町民誰もが住み続けたい、誰もが住んでみたくなる。訪れてみたくなるまち、心の豊かさや幸せを感じられるまちを目指すため、本町に関わる多くの人たちが未来の鞍手町の姿を共有できるよう、町の将来像とキャッチフレーズを定めました。まちづくりの基本目標には、1つ目に「生まれてから一生涯を応援するまちの実現」、2つ目は「ひとが集い笑顔あふれるまちの実現」、3つ目は「魅力的で住みよいまちの実現」、4つ目に「まちを支えひとを育む地域産業の実現」の4つの柱で構成し策定しております。基本目標の1つ目の「生まれてから一生涯を応援するまちの実現」では、少子高齢化社会、人生100年時代を迎えた今日、子どもを産み育てやすい環境や子どもたちが生きる力を育む教育環境を充実させるとともに、住みなれた地域でいつまでも健康で生き活きと暮らし続けることができる仕組みをつくることにより、子どもから高齢者までのライフステージに応じて、誰もが生きがいを持ち続けることができるよう、町民1人1人を応援し、人にやさしいまちづくりを目指します。2つ目の「ひとが集い笑顔があふれるまちの実現」では、地方移住への関心の高まりや住む場所にとらわれない働き方の浸透を好機と捉え、豊かな自然と都市の利便性が調和した理想的な住環境の中で、誰もが誇りを持って充実した生活が送れることができるよう、必要な環境を整備し本町への移住を促進していきます。また、新たな環境資源の発掘や潜在するまちの魅力の発信による関係人口の拡大と地域の活性化を図っていきます。3つ目の「魅力的で住みよいまちの実現」では、人口減少や少子高齢化が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が、身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、本町が将来にわたって住んでよかったと誇れるまちであり続けることを目指します。また、豊かな自然と調和した住環境の中で暮らしたくなるまちを形成し、利便性と快適性を備えたカーボンニュートラルの実現と循環型社会の構築に向けた、いつまでも住み続けたいまちづくりに取組めます。4つ目の「まちを支えひとを育む地域産業の実現」では、本町が将来にわたって発展し続けるため、地域経済を支える産業育成支援するとともに、本町の基幹産業である農業を核として、商工業の活性化などに取り組んでいきます。また、農業資源の適切な保全管理を推進するため、人や地域を支える安定した農業経営を後押しするとともに、新たな産業分野での創業や、特産物のブランド化による仕事の創出にも取り組みます。将来人口については、第6次総合計画第3部基本計画 第2章人口ビジョンの項において人口ビジョンを作成し、目標値を設定しております。人口ビジョンは、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基準値としながら、自然動態と社会動態の改善に向けた対策を講じるものとして仮定値を設定し、将来人口の推計をしたものとなります。本町では、短期目標として、令和12年10月1日の国勢調査基準日の総人口の目標を1万3,300人、中期目標として10年後の令和17年の総人口の目標を1万2,400人。長期目標としては、国が掲げる長期ビジョンの期間に合わせ、令和32年の総人口を1万1,000人として掲げ、出生数の増加及び社会像の実現を目指し、人口減少に特化した取り組みや、子育て支援に一層注力し、持続可能なまちづくりを進めてまいります。なお、まち・ひと・しごと創生法に基づく鞍手町まちひとしごと創生総合戦略の内容は、最上位計画である。第6次総合計画に包含された形として、形とし策定しており、総合計画との整合性を図っております。また第6次総合計画は、基本構

想、基本計画、実施計画の3階層としており、実施計画は、基本計画から具体的な事業のみ抜き出し、別途3年間の計画を策定しております。実施計画は、毎年度、効果検証を行いながら、ローリング方式で、その後の3年間を見据えた見直しを行っていくこととしています。なお、この第6次鞍手町総合計画については、令和7年2月12日付けで鞍手町総合計画審議会から答申を頂いており、答申の付帯意見についても留意しながら、計画に取り組んで参りますことを申し添えます。以上が日程第5議案第6号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第6議案第7号から日程第13議案第14号までの8件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○岡崎邦博町長** 日程第6議案第7号から日程第13議案第14号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第6議案第7号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。本議案は鞍手町の附属機関として統合する小学校への円滑な移行に向けての協議を行うため、新たに鞍手町立小学校統合準備委員会を設置する一方、担任する事務が終了した鞍手町庁舎等建設検討委員会、鞍手町庁舎と建設設計候補者等選考委員会鞍手町学校給食民間委託導入検討委員会、鞍手町立小学校の統合に向けた在り方検討委員会、小中学校統合整備計画策定委員会の5つの委員会を廃止することに伴い、鞍手町附属機関設置条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7議案第8号は鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が、法律が改正されたことに伴い、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限及び介護休暇等について改正する必要があるため、鞍手町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8議案第9号は鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、議案第8号と同様に育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9議案第10号は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例であります。本議案は、令和6年人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正され、令和6年12月25日に公布されたことに伴い、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例、公益法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例、鞍手町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、鞍手町特別職の職員の給与に関する条例、鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、鞍手町水道事業及び下水道事業企業、職員の給与の種類及び基準に関する条例について改正する必要があるため、所要の改正を行うもので

あります。主な改正内容は、現行の人事管理上の課題に対応し、包括的に給与制度が整備されたことから、給与表の改正、地域手当の創出、通勤手当、扶養手当等に関し改正を行うものであります。なお、施行年月日は令和7年4月1日となっております。

次に、日程第10 議案第11号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例であります。本議案は国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、人事院規則が改正されたことに伴い、職員以外の者の退職手当の支給条項において鞍手町職員退職手当支給条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第12号は鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本議案は特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部について改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、特定地域型保育事業者と保育内容等について連携協力する保育等の連携施設の確保が困難な場合に適用される経過措置の延長及びその連携施設についての見直しであります。

次に、日程第12 議案第13号は鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、家庭的保育事業等が保育内容等について連携協力する保育所等の連携施設の確保が困難な場合に適用される経過措置の延長及びその連携施設についての見直しであります。

次に、日程第13 議案第14号は鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、鞍手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。以上が日程第6 議案第7号から日程第13 議案第14号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第14 議案第15号から日程第16 議案第17号までの3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第14 議案第15号から日程第16 議案第17号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第14 議案第15号は令和6年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では2款総務費で庁舎管理費において、新庁舎における施設維持管理等業務委託及び機械警備常駐警備委託について入札等による不用額を減額するほか、コミュニティーバス等路線運行維持費及び民間路線バス運行維持費において人件費や燃料費等の高騰により補助金等の追加をしております。同じく総務費の財政調整基金費に

においては3,793万3,000円を追加しております。このうち、減債基金積立金は、国の補正予算で追加配分されることとなった普通交付税の一部は、後年度の財政臨時財政対策債の償還財源として積み立てるよう国から通知があったことから、当該基金への積立金を追加するものであります。また職員退職手当基金積立金は、本補正予算において退職手当を減額しましたので、その減額に相当する額について、当該基金への積立金を追加するものであります。

次に、3款民生費では、国民健康保険基盤安定繰出金等において所要の補正をするほか、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金において、繰出金の額が確定したことにより、769万2,000円を減額しております。同じく民生費の認定こども園費、広域保育所費、広域認定こども園費、地域型保育給付費及び児童手当費においては、児童数が見込みを下回ったことにより、補助金や委託料等の減額をしております。

次に、6款農林水産業費では、防災重点農業用ため池緊急整備事業費において、農業農村整備事業補助金の交付決定額が交付申請額を下回ったことから、事業計画を変更して事業を実施したことにより、2,300万5,000円を減額しております。

次に、10款教育費では、小学校統合事業費において、基本設計費が確定したことによる継続費の令和6年度の年割額変更に伴い、継続費に係る設計監理委託料で1,037万1,000円を追加しております。同じく、教育費の幼稚園費及び認定こども園費においては、児童数が見込みを下回ったことにより補助金を減額しております。一方歳入では11款地方交付税において、令和6年度国の補正予算第1号において、国税収入の増額により、地方交付税法定率分が増加されたため、既に交付されていた地方交付税の再算定が行われたことにより、1億252万円を追加しております。そのほか、歳出予算の補正に関連して、15款国庫支出金や16款県支出金で所要の補正を行うほか、18款寄附金で法人3社から企業版ふるさと納税による寄附を受けたため、110万円を追加しております。また19款繰入金では、定住促進奨励金の財源としている社会資本整備総合交付金の交付決定額が、交付申請額を下回る見込みであることから、過疎地域持続発展特別事業基金からの繰入金を追加しております。そしてこれらの要因により、財源に余剰が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調整しております。その結果、歳入歳出それぞれ5,564万3,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ133億9,093万7,000円としております。

次に、日程第15 議案第16号は令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳入では、県特別交付金保険者努力支援分の増額及び保険基盤安定繰入金の確定に伴う一般会計繰入金の増額と、歳出等では歳入歳出予算の調整により財政調整基金を増額し、歳入歳出それぞれ514万5,000円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ19億7,327万6,000円としております。

次に、日程第16 議案第17号は令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は歳入では後期高齢者医療保険料の増額及び保険基盤安定繰入金の減額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額し、歳入歳出それぞれ203万4,000円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,927万円としております。以上が日程第4 議案第15号から

日程第16 議案第17号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第17、日程第16を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第17 議案第18号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第17 議案第18号は令和7年度鞍手町一般会計予算であります。初めに、令和7年度鞍手町一般会計予算を提案するに当たり、予算編成に係る背景に触れながら方針を述べさせていただきます。

我が国の経済は600兆円超の名目GDP33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現し、成長と分配の好循環が動き始めております。政府はこうした前向きな動きを国民1人1人が実際の賃金、所得の増加という形で、手取りが増え豊かさが実現・実感できるよう、さらに政策を前進させなければならず、賃金、所得が力強く増加していく状況が定着するまでの間、家計を温め生活者が豊かさを実感できるよう、幅広い方策を検討することも必要であるとしております。また、地方こそ成長の主役であり、ICT技術も活用しながら、新たな地方創生施策の展開し、地域の産官学金労言が連携して、それぞれの知恵と情熱を生かして地域の可能性を引き出そうとする取組を後押しするとともに、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増することを目指して取り組むこととしております。こうした中、国の予算編成における基本方針では、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し新たなステージとなる賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及定着、地方創生2.0の起動、防災・減災及び国土強靱化、充実した少子化子ども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずるため、令和7年度予算は、令和6年度補正予算と一体として経済・財政・運営と改革の基本方針2024に沿った、メリハリのきいた予算編成を行うこととされております。これらの方針により編成された国の当初の一般会計予算総額は115兆5,415億円。前年度に比べ2兆9,698億円、率にして2.6%増で、今国会に提案されておりましたが、衆議院で約3,400億円の減額補正がなされたところです。また令和7年度の地方財政計画では、歳出面においては地方創生や防災減災対策、自治体デジタルトランスフォーメーション、地域社会デジタルトランスフォーメーションの推進等に必要な経費を計上するとともに、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加が反映されることとなっております。歳入面においては、交付団体を初め地方の安定的な財政運営を必要とする一般財源総額を対前年度比で、1.1兆円の増額となる63.8兆円。地方交付税総額を対前年度比0.3兆円の増額となる19兆円を確保しております。一方で、赤字地方債である臨時財政対策債は、平成13年度の制度創設以来、初めて新規発行額がゼロとなっております。このような状況を踏まえ、本町におきましては、依然として厳しい財政状況ではありますが、行政サービスが安定的に提供できるよう、必要性、妥当性、優先性、優先度、費用対効果などを多角的に検証するとともに、新たな視点や柔軟な発想により、経費の削減に努め、各世代にわたり社会保障の充実を図るなど、選択と集中を行いながら流れをとめることなく、社会情勢の変化に順応し、ひとが輝き笑顔あふれるふれあいのまちを目指したま

ちづくりに向けて、予算編成をしたところです。それでは鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。まず、令和7年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ102億2,235万8,000円であります。前年度と比較して、28億5,453万9,000円、率にして21.8%の減額となっております。その主な要因としましては、庁舎等建設事業が終了したことによる減額となっております。それでは歳出から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。1款議会費です。議会費全体では、前年度と比較して158万円増額となる9,335万円を計上しております。

次に、2款総務費です。総務費全体では、前年度比と比較して33億131万6,000円減額の17億7,979万2,000円を計上しております。主なものはふるさと納税推進費で、返礼品やふるさと応援基金への積立金など、関連予算として5億65万円を計上しております。

次に、基幹システム管理費では、電算システムの使用料や地方公共団体のシステム標準化に向けた準備等にかかる経費として、2億7,837万1,000円を計上しております。

次に、地域おこし協力隊活動費では、地域課題の解決や地域の活性化を行いながら、その地域への定住定着を図るための地域おこし協力隊について、現在の1名から1名増員し、2名体制とするための関連予算として908万8,000円を計上しております。

次に、オンデマンド交通運行事業費では、AI活用型オンデマンド交通システム「のるーと鞍手」を本格運行するための関連予算として、3,529万1,000円を計上しております。

次に、新規事業として大規模な未利用町有地である西牟田用地について、将来を見据えた土地の活用や開発を推進していくため、基本構想の策定等にかかる経費として、小牧地区開発推進事業費で500万円を計上しております。

次に、3款民生費です。民生費全体では前年度と比較して1億6,332万8,000円増額となる33億8,416万4,000円を計上しております。主なものは、障害福祉サービス費で6億7,849万4,000円を、後期高齢者医療事業費で3億8,440万8,000円を、介護保険事業費で3億3,893万6,000円を計上しております。

次に、隣保館施設整備事業費では、令和7年度末に竣工予定である舟川隣保館の建設工事等に要する関連予算として2億2,425万円を計上しております。

次に、新規事業として、地域の強いつながりの希薄化、少子化の進展により子どもや若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、地域コミュニティの中で育つことが困難となっていることから、食事や学習支援等の場所を提供し、様々な学びや体験を通じて学校や家庭以外の第三の居場所として気軽に立ち寄ることができ、安心して過ごせる場所の子どもの居場所づくりを推進するため、子供の居場所づくり、居場所づくり事業費で150万円を計上しております。

次に、4款衛生費です。衛生費で、全体では、前年度比と比較して8,364万9,000円増額となる10億5,300飛び2万2,000円を計上しております。主なものは、乳幼児や高齢者を初めとして、住民の健康を感染症から守ることを目的とした法定予防接種費で、令和7年度から定期接種化される带状疱疹ワクチンの費用を含む関連予算として6,586万5,000円を計上しております。

次に、脱炭素化推進事業費で鞍手町地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを行い、地球温暖化対策を積極的に推進するため、古月保育所に太陽光パネルを設置するための費用を含む関連予算として、1, 181万7, 000円を計上しております。

次に、新規事業として、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、飼い主のいない猫の過剰な繁殖に伴う殺処分を減らすとともに、猫の糞尿等による近隣被害を防止することによる、動物に対する愛護意識の高揚と快適な生活環境の保持に資することを目的として、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部を補助するため、環境衛生総務費において、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金で20万円を計上しております。

次に、6款農林水産業費で、農林水産業費全体では、前年度と比較して3, 093万5, 000円増額となる2億2, 707万6, 000円を計上しております。主なものは、水田農業担い手機械導入支援事業費で3, 598万7, 000円を多面的機能支払事業費で3, 503万8, 000円を防災重点農業用ため池緊急整備事業費では、ため池ハザードマップ作成業務等を含む関連予算として5, 803万4, 000円を計上しております。

次に、7款商工費です。商工費全体では前年度と比較して1, 020万2, 000円増額となる2億7, 795万7, 000円を計上しております。主なものは、鞍手町商工会が実施するプレミアムつき地域振興券の発行に要する関連予算として、地域振興券発行支援事業費で1, 750万円を計上しております。令和7年度のプレミアムつき地域振興券の発行総額は1億7, 000万円。プレミアム率は20%を予定しております。なお県の補助要件にのっとり、発行総額の40%分をキャッシュレス商品券にすることとしております。

次に、直方・鞍手工業用地造成事業費では、福岡県及び直方市と共同で工業用地を整備するための負担金として1億7, 836万2, 000円を計上しております。

次に、8款土木費です。土木費全体では前年度と比較して1億5, 330万4, 000円減額となる6億7, 022万2, 000円を計上しております。主なものは、西川改修事業費では、福岡県が実施する遠賀川下流左岸圏域の河川整備計画に基づく、末森橋のかけかえ事業の負担金として4, 987万5, 000円を計上しております。

次に、下水道事業費では、一般会計から下水道事業会計に対する補助金や出資金等として2億7, 427万9, 000円を計上しております。

次に、新規事業として鞍手町と庁舎や病院等接続する鞍手町の骨格道路である町道本町今村線において、道路改良を伴うための工事費として、本町今村線道路改良事業費で5, 891万円を計上しております。

次に、9款消防費です。消防費全体では、前年度と比較して4, 761万8, 000円増額となる3億4, 993万1, 000円を計上しております。主なものは常備消防に係る負担金として、直轄広域消防事務組合負担金で2億8, 210万8, 000円を計上しております。

次に、消防施設維持管理事業費で消防ポンプ自動車1台分の更新経費等を含む関連予算として3, 183万2, 000円を計上しております。

次に、防災無線で防災気象情報について、情報全体の体系整理と個々の情報の見直し等の改善が実施される予定であり、全国瞬時警報システムJアラートについても、その運用変更に対応可能なシステム更改が、予定されていることから、Jアラート新型受信機への更新経費等を含む関連予算として1,371万7,000円を計上しております。

次に、10款教育費です。教育費全体では前年度と比較して2億4,184万1,000円増額となる14億4,568万2,000円を計上しております。主なものは、鞍手町立小学校統合基本計画改訂版に基づき、実施設計業務や仮設校舎の建設工事費等を含む関連予算として3億7,658万7,000円を計上しております。

次に、GIGAスクール推進事業費では、令和2年度に整備した事業生徒1人1台端末が、更新時期を迎えることから、端末の購入費等を含む関連予算として、小学校費と中学校費を合わせ8,078万5,000円を計上しております。

次に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業として、物価高騰の影響を受けている子育て世代の負担軽減を図るため、学校給食費の減免措置を4月から4回分実施するため、学校給食減免措置費で2,291万2,000円を計上しております。また、残りの7回分については令和7年度から実施する給食費の値上げに相当する額を補助するため、学校給食支援事業費で547万円を計上しております。

次に、新規事業として、子どもたちの学習や生活の場であるとともに、災害には避難所として活用される鞍手中学校の体育館について、避難所機能を強化し、耐災性能の向上を図るため、空調設備の整備にかかる費用として、中学校節中学校施設整備事業費で9,476万5,000円を計上しております。令和7年度は体育館の断熱改修に係る実施設計と内部改修工事及び空調設備の設置に係る実施設計を計画しております。

次に、12款公債費です。公債費においては前年度と比較して2,092万8,000円増額となる9億6,855万円を計上しております。以上が歳出予算の概要であります。一方歳入につきましては、令和7年度においても依然として厳しい状況により、地方交付税をはじめ、国・県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成となっております。初めに、1款町税においては、前年度と比較して7,221万1,000円増額となる18億9,338万8,000円を計上しております。主なものとして個人町民税の現年課税分で6,829万4,000円増額を、法人税の現年課税分で2,493万8,000円増額を見込んでおります。

次に、7款地方消費税交付金においては、前年度と比較して2,100万円増額の3億7,900万円を計上しております。

次に、11款地方交付税につきましては、国が示す地方財政計画に基づき見込んだ結果、前年度と比較して1億3,000万円増額となる30億6,000万円を計上しております。

次に、15款国庫支出金では、前年度と比較して4億3,215万5,000円減額となる12億5,475万7,000円を計上しております。

次に、16款県支出金では、前年度と比較して1億2,983万円増額となる8億4,206万1,

000円を計上しております。

次に、18款寄附金においては、前年度と比較して3億円減額となる5億2,000円を計上しております。

次に、22款町債費においては前年度と比較して19億720万円減額となる7億6,490万円を計上しております。そして、これらの歳入を充ててもなお不足する財源6億8,941万9,000円を19款繰入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調整しております。以上が日程第17 議案第18号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

**○的野信之議長** 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第18 議案第19号から日程第25 議案第26号までの8件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○岡崎邦博町長** 日程第18 議案第19号から日程第25 議案第26号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第18 議案第19号は令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。本予算は、歳出では、一般被保険者に係る保険給付費、歳入では、県支出金を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ19億6,139万1,000円としております。

次に、日程第19 議案第20号は、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。本予算は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金、歳入では後期高齢者医療保険料を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ3億6,982万4,000円としております。

次に、日程第20 議案第21号は令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。本予算は住宅新築資金等の貸付金回収金は一般会計や繰り出すものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ110万2,000円としております。

次に、日程第21 議案第22号は令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。本予算は町内11か所のかんがい用排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ4,901万5,000円としております。

次に、日程第22 議案第23号は令和7年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。本予算は谷山池斜樋操作場谷山池パイプラインの施設について、年間維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ1,002万2,000円としております。

次に、日程第23 議案第24号は、令和7年度独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。本予算は病院事業費の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ4億4,222万3,000円としております。

次に、日程第24 議案第25号は令和7年度鞍手町水道事業会計であります。本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条の収益的収入及び支出では、水道事業収益3億4,284万4,000円に対し、水道事業費用3億7,829万5,000円を計上しております。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出では、資本的収入879万2,000円に対し、資本的支

出8,727万2,000円で、差引き7,848万円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金を補填するものとしております。

次に、日程第25 議案第26号は、令和7年度鞍手町下水道事業会計予算であります。本予算は生活環境の向上及び公共用水域の改善に係る事業費を主なものとして、予算第3条の収益的収入及び支出では、下水道事業収益4億4,061万9,000円に対し、下水道事業費用4億5,316万7,000円を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入5億9,258万3,000円に対し、資本的支出7億4,804万1,000円で、差引き1億5,545万8,000円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,591万円。過年度分損益勘定留保資金2,453万8,000円。当年度分損益勘定留保資金1億501万円で補填するものとしております。以上が、日程第18 議案第19号から日程第25 議案第26号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第26 議案第27号から日程第27 議案第28号までの2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第26 議案第27号及び日程第27 議案第28号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。日程第26 議案第27号は、鞍手町道路線の認定であります。本議案は、福岡県が直方・鞍手工業団地へのアクセス道路整備を目的として、町道本村植木線及び町道下内線の一部を県道新延植木線のバイパスとして整備するため旧道区間となり、移管を受ける現在の県道新延植木線について、道路法第8条第1項の規定により、町道認定をするものであります。

次に、日程第27 議案第28号は鞍手町道路線の廃止であります。本議案は、県道直方・鞍手線バイパス区間の開通により不要となった町道藪焼明道線及び鞍手町役場庁舎移転に伴い不要となった、町道役場入口線の2路線について、道路法第10条第1項の規定により、町道を廃止するものであります。以上が日程第26 議案第27号及び日程第27 議案第28号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第28 議案第29号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○岡崎邦博町長 日程第28 議案第29号につきまして提案説明を申し上げます。日程第28 議案第29号は、地方独立行政法人くらて病院第4期中期計画であります。令和6年12月定例会におきまして議決をしていただきました地方独立行政法人くらて病院の第4期中期目標を達成するため、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、同法人において作成された令和7年度から4年間の第4期中期計画を認可するため、同法第83条第3項の規定に基づき提案させて頂くものであります。なお、本中期計画を提案するに当たり、地方独立行政法人くらて病院評価委員会の意見申述を受けております。以上が、日程第28 議案第29号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○的野信之議長 本案に対する質疑は後日行います。この際、休会についてお諮りします。

○岡崎邦博町長 議長。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 先ほど、提案説明の中で、令和7年度一般会計予算の中で、一部数字を間違えたところがありますので、改めて、提案を申し上げたいと思います。発言を求めます。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 申し訳ありませんでした。日程第17 議案第18号令和7年度鞍手町一般会計予算の中の、7款商工費については、先ほど商工費の数字を間違えましたので、改めてここで提案をさせていただきます。7款商工費です。商工費全体では、前年度と比較して1,020万2,000円増額となる2億3,795万7,000円を計上しております。お詫びをして訂正をさせていただきます。

○的野信之議長 この際、休会についてお諮りします。明日6日から9日までの4日間を休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 11時49分 ——

~~~~~○~~~~~